

静岡市政策法務推進規程を次のように定める。

平成27年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市政策法務推進規程

(目的)

第1条 この訓令は、市の政策法務の推進に関し必要な事項を定めることにより、法令等の遵守を徹底し、及び地域の課題を解決するための法令等の能動的な活用を促進し、もって、静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号）が目指す市民自治によるまちづくりの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策法務管理 本市が地方自治の本旨の実現を目指して、政策の実現と公共的課題の解決をするに当たり、自治立法法務、解釈運用法務、政策提言法務、予防法務及び争訟法務を相互に関連させ、法を能動的に活用することをいう。
- (2) 自治立法法務 憲法が定める地方公共団体の自治立法権を適切に行使し、市の実情に即した政策を立法により実現する取組をいう。
- (3) 解釈運用法務 自治立法及び法の執行に当たり、市民自治によるまちづくりの推進のため、法令を自主自律的、かつ、能動的に解釈し、運用する取組をいう。
- (4) 政策提言法務 自治立法及び法の執行における自主自律的な解釈をもってしても解決ができない、又は解決が困難である課題について、国法による解決を提言し、国による政策立案を促す取組をいう。
- (5) 予防法務 法の執行を政策法務的視点から点検し、争訟の発生の防止に止まらず、市民自治によるまちづくりの推進の妨げとなる要因を予防的に改善し、その推進に努める取組をいう。
- (6) 争訟法務 訴訟手続等の機会を捉えて政策の法的妥当性を適切に説明し、並びに争訟から導き出された法的課題を自治立法、解釈運用、法の執行、政策提言及び紛争の予防にフ

ィードバックする取組をいう。

(基本理念)

第3条 本市における政策法務の推進は、次に掲げる事項を基本として取り組まれなければならない。

- (1) 市民の視点に立って推進すること。
- (2) 全庁的かつ適切な役割分担により、組織的な取組として推進すること。
- (3) 職員一人ひとりのリーガルマインドの向上を図ることにより推進すること。
- (4) 法的リスク管理の観点から推進すること。

(職員の責務)

第4条 職員は、所管事務に関係する法令を遵守し、当該事務を適切に遂行しなければならない。

- 2 職員は、所管事務に関係する法令の目的及び趣旨を理解し、適切にこれを執行することにより、市民の福祉の増進に努めなければならない。
- 3 職員は、市民に対し、所管事務に係る法令の目的及び趣旨を的確に説明するよう努めなければならない。

(課かいの長の責務)

第5条 課かいの長は、所管事務に係る政策の立案、政策課題の解決等に当たり、法的課題を的確に把握し、これらを遂行するため必要な指示を的確に所属職員に与え、所管の事務事業が円滑に実施されるよう努めなければならない。

- 2 課かいの長は、所管事務に係る法的課題及び法的リスクを的確に把握し、所属職員間の共有を図り、法令の遵守及び適切な執行を確保するよう努めなければならない。
- 3 課かいの長は、所属職員の法務能力の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(政策法務の推進体制)

第6条 各課かいは、それぞれが所管する法令に基づき所管事務を遂行する主体として政策課題の解決に当たる。

- 2 総務局政策法務課は、市の政策法務の推進に係る総合調整を行うとともに、各課かいの法的課題の解決を図るため、必要な法的観点からの支援を行う。

(政策法務委員会の設置)

第7条 市の政策法務管理を推進し、もって分権社会に対応した自立した行政運営を図るため、これを支援する庁内組織として静岡市政策法務委員会を置く。

2 静岡市政策法務委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(政策法務主任者の設置)

第8条 各課かいにおける政策法務管理の推進を図るため、局等及び課かい等に政策法務主任者を置く。

2 政策法務主任者に関し必要な事項は、別に定める。

(政策法務管理の推進に係る施策の実施)

第9条 市の政策法務管理を推進するため、次に掲げる施策を総合的に実施する。

- (1) 自治立法による地域課題の解決の促進
 - (2) 社会情勢の変化に対応するための例規の適切な管理の実施
 - (3) 全庁的な政策法務の取組を支援するための法務情報の共有化及び活用の促進
 - (4) 職員の法務能力向上のための研修の充実
 - (5) 事務事業における法的リスクの軽減を図るための予防法務の取組の充実
 - (6) 前各号に定めるもののほか、市の政策法務管理の推進のため、必要と認める施策
- (雑則)

第10条 この訓令の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。